

# ノンスモーキー応援施設事業 実施要領

## 1 目的

この事業は、受動喫煙防止に取り組み、県民の健康づくりを支援する施設又は店舗を「ノンスモーキー応援施設」として登録し、登録施設において行う受動喫煙防止対策や禁煙・受動喫煙防止に関する情報発信を通して県民の関心を喚起し、最も身近である地域や職場において、禁煙・受動喫煙防止への関心を高めるものである。

## 2 取組内容

ノンスモーキー応援施設は、受動喫煙防止対策の取組を継続するとともに、県が禁煙・受動喫煙防止に関する情報発信（ポスターやステッカーの掲示やチラシの配布等）を依頼した場合に協力するものとする。

## 3 対象施設

別表1に挙げる、健康増進法第25条に規定する施設及び同条の「その他の施設」として受動喫煙防止対策に係る厚生労働省局長通知「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付健発0225第2号）に規定された施設及び店舗（学校・官公庁施設・飲食店を除く）とする。

## 4 手続きの流れ

- ①【申込み】 登録を希望する施設の管理者は、申込書（様式1）等必要書類を、所管する福祉保健所（高知市内は健康長寿政策課）に提出する。
- ②【登録】 県は、申込書、写真等の書類の確認により、ノンスモーキー応援施設として登録（様式2）、ステッカーを交付する。
- ③【公表】 県は、ホームページ等で「ノンスモーキー応援施設」登録施設として公表する。

## 5 登録基準 ※来客用スペース及び従業員スペースのいずれもが該当すること。

- ①【禁煙】 敷地内、もしくは建物内がすべて禁煙であり、出入り口等に敷地内若しくは建物内が禁煙であることを表示していること
- ②【完全分煙】 完全な喫煙室があり喫煙場所から禁煙場所にたばこの煙やにおいがもれないこと。また、表示により喫煙スペースと禁煙スペースが明確にされていること。

### ※対象とならない事例

- ・禁煙スペース（席）を設けているが、排気が不十分で喫煙場所の煙が禁煙スペースに流れている
- ・禁煙スペース（席）を区切っただけで、喫煙席と隣り合っている
- ・ある一定時間だけ禁煙としている

## 6 申込み方法

申込書（様式1）に必要事項を記入し、禁煙・分煙の様子が分かる写真を添えて、所管する福祉保健所（高知市内の場合は高知県健康長寿政策課）にメールまたは郵送。

## 7 登録情報の活用と保護

- (1) 県は登録施設に対し、禁煙・受動喫煙防止に関する情報を提供するとともに、登録施設名等を県ホームページ等へ掲載し、県民に広報を行う。
- (2) 登録施設は、登録ステッカーの掲示及び独自の広報により、登録施設であることを表明すること。
- (3) 県は、当該事業で得た情報について、法令に基づき、細心の注意を払い、適正で安全な管理を行う。  
また、県は、当該事業に関する情報を広報以外の目的のために利用し、または第三者へ提供してはならない。

## 8 登録の変更等

- (1) 登録後、取り組み内容が変更された場合（完全分煙から禁煙へ等）は、変更申込書（様式3）にて速やかに再度手続きを行うこと。
- (2) 登録施設が登録の解除を希望する場合は、登録解除申請書（様式4）を提出することにより、いつでも登録を解除することができる。
- (3) 活動の実績または所在の確認ができない施設等は、県の判断において、認定を解除することができる。
- (4) 県は登録施設が目的に反するような行為、または法令及び公序良俗に反する行為を行ったと認める場合、登録を取り消すことができる。
- (5) 当該登録について、企業等の本来の業務または届出事項が次の各号に該当する場合は、登録を拒否しまたは解除するものとする。
  - ①法令に違反するおそれがある場合
  - ②公序良俗に反するおそれがある場合
  - ③政治団体または宗教法人の場合
  - ④暴力団または暴力団員の統制下にある団体
  - ⑤その他、県が適当でないと認めた場合

## 9 その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項は健康長寿政策課が別に定める。

### 附則

この要領は、平成25年8月29日から施行する。

### 別表1

#### ○対象施設

体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店、事務所、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客線ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船、など

※飲食店については、「『空気もおいしい!』認定事業」の対象とする。

## 「ノンスモーカー応援施設」承認申込書

年 月 日

高知県健康政策部健康長寿政策課長 様

郵便番号  
住所  
申請者 氏名  
電話番号

ノンスモーカー応援施設の登録について、「ノンスモーカー応援施設事業実施要領」により、下記の内容で申込みます。

また、登録事項を高知県ホームページ等で公表することについて、承諾します。

## 記

当該施設では、受動喫煙防止の取組として、

[ 敷地内禁煙 / 建物内禁煙 / 完全分煙 ] に取り組んでいます。

また、受動喫煙防止の取組を、周知することに努めています。

施設名	
所在地	
電話番号	
ホームページ アドレス	

(注)・太枠内は必ず記載してください

- ・ [ 敷地内禁煙 / 建物内禁煙 / 完全分煙 ] 内に、該当する取組内容に○を付けてください
- ・ ホームページアドレスの公表を希望される場合は、「ホームページアドレス」欄に記載してください
- ・ 申請書には、写真等取組が確認できるものを添付してください(「禁煙」の貼紙等)

[申請先] 高知県健康政策部健康長寿政策課  
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
TEL 088-823-9675 / FAX 088-823-9137



第 号  
平成 年 月 日

様

高知県健康政策部健康長寿政策課長

ノンスモーキー応援施設事業について（結果通知）

平成 年 月 日付で貴施設(店舗)から申し込みのあった標記の件について、下記のとおり結果をお知らせします。

記

1 貴施設(店舗)の登録について（該当する区分に○）

・ノンスモーキー応援施設として登録する [登録No. ]

・登録要件に該当しない

（理由：）

2 備考

（）

連絡先

高知県健康政策部健康長寿政策課  
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
(電話)088-823-9675  
(FAX)088-823-9137

※登録した施設(店舗)には「登録証(ステッカー)」を交付しますので、出入り口又は室内の  
見えやすい場所に掲示してください

※登録後、取り組み内容が変更となった場合は、変更申込書にて速やかに再度認定手続きを  
行ってください

# ノンスモーキー応援施設変更申込書

平成 年 月 日

高知県健康政策部健康長寿政策課長 様

申請者 郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号

ノンスモーキー応援施設について、下記のとおり登録内容に変更があるので、報告します。

## 記

施設・店舗名	(登録No. )	
所在地 (電話番号)		
変更事項	変更前(登録内容)	変更後(現在の取組内容)

(注)・申請書には、写真等新たに取り組んでいることが確認できるものを添付してください  
[お客様や利用者の方に禁煙・分煙の施設であることをお知らせしている様子(貼紙や看板等)を撮影した貼紙等]

[申請先] 高知県健康政策部健康長寿政策課  
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
TEL 088-823-9675 / FAX 088-823-9137



# ノンスモーキー応援施設登録解除申請書

平成 年 月 日

高知県健康政策部健康長寿政策課長 様

申請者  
郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号

ノンスモーキー応援施設について、登録解除を希望しますので、下記のとおり申請します。

施設・店舗名	施設名 管理者名
施設所在地	〒  (電話 — — ) (FAX — — )
解除申請理由	

[申請先] 高知県健康政策部健康長寿政策課  
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
TEL 088-823-9675 / FAX 088-823-9137

